

指 第 35 号
昭和 57 年 11 月 26 日

記

- 各都道府県衛生主管部(局)長 殿
1. 月 1 回以上のガス漏れ点検の実施
 2. ガス漏れ警報器の早期設置
 3. 緊急時における措置及び液化石油ガス販売事業者に対する連絡体制の明確化
 4. 液化石油ガス販売事業者による調査・点検事項の明確化

厚生省医務局指導助成課長

既存の液化石油ガス設備に係る
保安の徹底について

液化石油ガス設備に係る埋設管緊急一斉点検の結果に対する当面の対策について昭和 57 年 5 月 20 日付指第 17 号をもって通知したところであるが、今般、別添 1 のとおり通商産業省から液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(昭和 43 年 2 月 7 日通商産業省令第 14 号)及び同施行規則関係基準(昭和 43 年 3 月 25 日付 43 化局第 92 号)の改正に伴う周知徹底及び下記による液化石油ガス設備の管理の実施について依頼があったので、貴管下医療機関に対し、周知、指導方よろしく願いたい。

なお、通商産業省より別添 2 のとおり別途各都道府県知事あて同趣旨の通知がなされているので念のため申し添える。

(別添1)

57立局第539号
昭和57年10月1日

厚生省医務局長 殿



通商産業省立地公害局長

既存の液化石油ガス設備に係る保安の徹底について

液化石油ガスのガス漏れについては、本年10月の神奈川県下の小学校における埋設管からのガス漏れの発見を契機として実施した全国の学校等における埋設管一斉点検においても多数の事例が発見され、当省としても抜本的対策について検討を進めてきたところであります。

その結果、ガス漏れの主たる原因であることが判明した埋設管の腐食及び損傷の防止について、本日付で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(昭和43年2月7日通商産業省令第4号)及び同施行規則関係基準(昭和43

年3月25日付け43化局第92号)につき所要の改正を行うとともに、新たに既存設備対策を定め、別添1の文書をもって各都道府県知事あて通達したところであります。

つきましては、貴職におかれましても、液化石油ガスの保安の確保の重大性にかんがみ、関係機関に対し上記施行規則等の改正及び通達の主旨の周知徹底方及び下記による液化石油ガス設備の管理の実施の御指導方よろしくお願いいたします。

なお、液化石油ガス販売事業者等の関係団体である(株)日本エルピーガス連合会、(株)全国エルピーガス卸売協会、全国農業協同組合連合会及び日本LPガス協会に対しては、別添2により通知してあります。

記

- 1 月1回以上のガス漏れ点検の実施
- 2 ガス漏れ警報器の早期設置
- 3 緊急時における措置及び液化石油ガス販売事業者に対する連絡体制の明確化
- 4 液化石油ガス販売事業者による調査・点検事項の明確化

(別紙参照)

(別紙)

1 「月 / 回以上のガス漏れ点検の実施」について

液化石油ガスを使用していない時に、ガスメーターその他の機器を用いてガス漏れの有無(ガスメーターによる場合にあっては、/時間以上経過後の数値の変化の有無)を確認する。

なお、/時間以上経過後の数値の変化の有無を確認すること
が困難な場合には、液化石油ガスの月間使用量を一覧表に記入し、当該月の使用量と毎月の使用量を比較してガス漏れ発見の資料とする。

2 「ガス漏れ警報器の早期設置」について

燃焼器は、ガス漏れ警報器の検知区域内(燃焼器から水平距離で4 m以内、ガス漏れ警報器の上端は床面から30 cm以内)に設置されていること(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則で規定。)

なお、建物内埋設配管又は床ピット内配管からのガス漏れの発見に関しては、分離型警報器又は集中監視型警報器の検知部を床下又は床ピット内に設置すると有効である。

3 「緊急時における措置及び液化石油ガス販売業者に対する連絡体制の明確化」について

ガス漏れ等の緊急時における応急措置(安全な場所への避難、元せんの閉止、換気時の注意等)及び液化石油ガス販売事業者との連絡体制(取引き先の液化石油ガス販売店が不在の場合の連絡先を含む。)をあらかじめ明確にする。

4 「液化石油ガス販売事業者による調査・点検事項の明確化」について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規定された液化石油ガス設備に対する調査・点検に加えた保安管理(例えば、①液化石油ガス設備の調査・点検回数増加、②不完全燃焼防止のための燃焼器の清掃等)の実施につき、液化石油ガス販売事業者とあらかじめ話し合いにより明確にする。

57 立局第 539 号
昭和 57 年 / 0 月 / 日

知 事 殿

通商産業省立地公害局長

既存の液化石油ガス設備に係る保安の徹底に
ついて

液化石油ガスのガス漏れについては、本年 / 月の神奈川県下の
小学校における埋設管からのガス漏れの発見を契機として実施し
た全国の学校等における埋設管一斉点検においても多数の事例が
発見され、当省としても抜本的対策について検討を進めてきたと
ころであります。

その結果、ガス漏れの主たる原因であることが判明した埋設管
の腐食及び損傷の防止について、本日付けで液化石油ガスの保安
の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和 43 年 2 月
7 日通商産業省令第 / 4 号）及び同施行規則関係基準（昭和 43

年 3 月 25 日付け 43 化局第 922 号）につき所要の改正を行い、
本年 / 2 月 / 日以降新たに設置される液化石油ガス設備について
適用し、万全を期したところであります。

他方、本年 / 2 月 / 日現在現に設置され、又は設置若しくは変
更のための工事に着手している液化石油ガス設備（本年 / 0 月 /
日改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する
法律施行規則関係基準（以下「補完基準」という。）第 28 節で
定める基準に適合するものを除く。）については、下記により措
置するよう、液化石油ガス販売事業者等の関係者に対し、指導徹
底方よろしくお願いいたします。

なお、文部省及び厚生省に対しては、別添 1 により協力を要請
し、(株)日本エルピーガス連合会、(株)全国エルピーガス卸売協会、
全国農業協同組合連合会及び日本 L P ガス協会に対しては、別添
2 により通知してあります。

記

液化石油ガス販売事業者は、次の措置を講ずることとする。
なお、液化石油ガス設備からのガス漏れが確認された場合は、
直ちにガス漏れの防止措置を講ずるとともに、補完基準で定める
ところにより速やかに改善するものとする。

1 埋設管の腐食によるガス漏れ防止対策

(1) 鉄筋コンクリート建築物に係る埋設管について、年／回以上、補完基準第29節で定める方法による漏えい試験（以下「漏えい試験」という。）を実施する。ただし、当該建築物の管理者、所有者又は占有者（以下「管理者等」という。）が、月／回以上のガス漏れ点検（液化石油ガスを使用していない時に、ガスマスターその他の機器を用いてガス漏れの有無（ガスマスターによる場合にあつては、ノ時間以上経過後の数値の変化の有無）を確認することをいう。以下同じ。）を有効に実施していることを液化石油ガス販売事業者が確認した場合は、当該ガス漏れ点検に係る部分については、この限りでない。

(2) 法令に基づく調査・点検時等に発見されたガス漏れ事例が、埋設管の腐食によるものと認められる場合であつてその腐食が化学工場跡地、温泉地、湿地等にみられる土壌の影響による腐食の疑いがあるとき、その近辺の埋設管について、次の方法による慎重な管理を行う。

- ① 漏えい試験の実施又はガス使用量の推移の確認により、ガス漏れの有無を適宜調査する。
- ② ①の調査を実施した建築物の管理者等に対し、土壌の影響による腐食の可能性があることを説明し、日常の注意を

喚起する。

(3) 設置後、長期間（20年程度をいう。以下同じ。）経過した埋設管であつて、学校等（注に掲げる施設をいう。以下同じ。）に係るものは、当該施設の管理者等と協議の上、土中からの立上り部分又は下水側溝の下越箇所等の腐食が進行しやすい部分について掘出調査を実施し、その結果に応じ次の措置を講ずる。

① 管の表面に松の樹皮状又は深いへこみ状の腐食が生じている場合は、腐食の進行が著しいと認められるので、同様の腐食が進行していると考えられる部分について補完基準第28節の腐食を防止する措置で定める基準により改善する。

② 管の表面に多少盛り上がりつつ腐食又は浅いへこみ状の腐食が広範囲に生じている場合は、さらに腐食が進行するおそれがあると認められるので、年／回以上の漏えい試験を実施する。ただし、(1)のただし書によるガス漏れ点検が有効に実施されているときは、この限りでない。

- 注：学校等とは、次に掲げる施設をいう。
- ① 幼稚園、保育園、小・中・高等学校
 - ② 病院、診療所

③ 公会堂、図書館、博物館、美術館

なお、学校等以外の建築物に係る埋設管については、管理者等に対し設置後、長期間経過したことにより、腐食が進行している可能性があることを説明し、日常の注意を喚起するとともに、必要に応じ掘出調査を実施する。

2 埋設管の損傷によるガス漏れ防止対策

鉄筋コンクリート建築物等の重量建築物に係る埋設管については、地盤の沈下の有無について昭和58年3月末までに当該建築物の管理者等からの意見聴取及び当該建築物の周囲の状況の視察による調査を実施し、その結果に応じ次の措置を講ずる。

(1) 管が損傷する蓋然性が高いと判断される場合は、損傷のおそれのある部分について補完基準第28節3.損傷を防止する措置で定める基準により改善する。

(2) 管が損傷する蓋然性が低いと判断される場合であつて、設置後3年以内の重量建築物については、設置後5年経過するまでの間、2年ごとに地盤の沈下の有無を再調査する。

3 保安台帳への記録

以上の1及び2の措置の実施内容及び結果について、保安台帳に記録する。